

東海市水道事業が管理する給配水管等を破損した場合の手續、費用の弁償等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市水道事業が管理する給配水管等（以下「給配水管等」という。）を破損した場合の手續、費用の弁償等を明らかにすることにより、これらの事項の適切な実施及び当該給配水管等の迅速な原状回復のための工事（以下「修繕工事という。」の施工等を確保することを目的とする。

(破損の報告等)

第2条 給配水管等を破損した者（以下「破損者」という。）は、東海市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し次に掲げる手續を行うとともに、管理者の指示に従わなければならない。

(1) 直ちに電話等で次に掲げる事項を報告すること。

- ア 給配水管等を破損した旨
- イ 当該破損の日時、場所及び原因
- ウ 破損の状況
- エ その他管理者が必要と認める事項

(2) 速やかに次に掲げる事項を記載した給配水管等破損届を提出すること。

- ア 前号に掲げる事項
- イ 修繕工事に要する費用の弁償を確約する旨

(修繕工事)

第3条 修繕工事は、管理者が、東海市水道事業指定給水装置工事事業者のうち当該修繕工事を行う者として別に登録のあるものであってその都度管理者が指定するもの（以下「修繕工事登録業者」という。）をして施工させるものとする。

2 管理者は、前条各号に掲げる手續があつたときその他破損者による給配水管の破損の事実を把握したときは、職員を現場に派遣するとともに、修繕工事を修繕工事登録業者に依頼するものとする。この場合において、当該職員は、現場において当該修繕工事登録業者に必要な指示等をするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、職員を現場に派遣することができない特別の事情がある場合には、同項に定める職員に関する措置について、職員を現場に派

遣せず、職員をして電話等により修繕工事登録業者に必要な指示等をさせることにより行うことができる。

4 修繕工事登録業者は、修繕工事が完了したときは、修繕工事完了報告書を管理者に提出するものとする。

(費用の弁償等)

第4条 修繕工事に要する費用（以下「修理弁償金」という。）は、破損者がこれを弁償する。

2 管理者は、東海市給水条例第9条第3項により修理弁償金（工事費・立会費・水代・事務費）を算定する。

3 給配水管等の破損に起因して第三者に損害が生じた場合には、破損者は、当該損害に対する責を負い、原状回復その他の必要な措置をとらなければならない。

(弁償金の支払)

第5条 管理者は、第3条第4項の規定による修繕工事完了報告書の提出があったときは、審査したうえ、破損者に対し、期限を定めて前条第1項の規定による修理弁償金の支払を請求するものとする。

2 破損者は、前項の規定による請求を受けたときは、同項の期限までに当該修理弁償金を支払わなければならない。

(事故報告)

第6条 破損者は、修繕工事完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した事故報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

(1) 破損の日時、場所及び原因

(2) 破損の状況

(3) 破損に際し破損者がとった措置の内容

(4) 再発防止策

(5) 第4条第3項の場合には、当該損害及び同項の措置の内容

(6) その他管理者が必要と認める事項

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

令和 年 月 日

東海市水道事業

東 海 市 長 様

破損者住所：.....

破損者：.....

担当：.....

連絡先：.....

給配水管等破損届

今回、誤って貴水道事業が管理する給配水管等を下記のとおり破損させました。

つきましては、貴水道事業の指示に従い原形復旧のための工事を早急に実施いたします。

破損事故に伴う貴水道事業の修理弁償金を後日、貴水道事業の指示に従い、弁償することを確約いたします。

また、今後このような事態を引き起こさないよう十分注意いたします。

記

1 破損日時 令和 年 月 日 () 時 分頃

2 破損場所 東海市.....

3 破損原因

4 破損状況 ・管種 ・管径 ・延長

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

東海市水道事業

東 海 市 長 様

破損者住所：.....

破損者：..... 印

担当：.....

連絡先：.....

給配水管等破損事故に伴う事故報告書について（報告）

この度、下記のとおり給配水管等の破損事故を起こし迷惑をかけましたが、修繕工事が完了いたしましたので報告します。

記

- 1 破損日時 令和 年 月 日 () 時 分頃
- 2 破損場所 東海市
- 3 破損原因
- 4 破損状況 ・管種 ・管径 ・延長
- 5 破損時の措置
- 6 再発防止策
- 7 第三者に損害を生じた場合、当該損害及び措置の内容
- 8 工事完了日時 令和 年 月 日 () 時 分頃
- 9 修繕した業者